

## ～高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成のお知らせ～

今年度の東京都の高齢者肺炎球菌ワクチン接種補助事業は、つぎの表の定期接種に当てはまる方が対象者となります。

(1) 対象の方で今年度中に 65 歳になる方は、誕生月の月末頃に通知と予診票を送付します。

＊なお、予診票が送付された方でも、5 年以内に接種をしている方は受けることができませんので、予診票の破棄をお願いします。

(2) 前年度中に 65 歳になった方は、66 歳の誕生日前日まで定期接種として接種可能ですので、接種をご希望の方は保健福祉センターへご連絡ください。

(3) 任意接種に当てはまる方は、奥多摩町の助成のみ対象となります。接種歴を確認後、予診票をお渡ししますので、保健福祉センターへご連絡ください。

〔接種予約〕 接種を希望される方は、直接医療機関へお申し込みください。

〔接種場所〕

奥多摩病院 ☎ 83-2145

双葉会診療所 ☎ 83-3454

古里診療所 ☎ 85-8757

〔助成〕 各医療機関の定める接種料金から、助成額を引いた金額を医療機関へお支払いください。

※問い合わせは、

福祉保健課 ☎ 83-2777

| 種類<br>助成額                                  | 対象者                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 定期接種<br><br>(都)<br>2,500円<br>(町)<br>3,000円 | ① 65 歳の方<br>② 年度内に 60 歳以上 65 歳未満になる方で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方<br>＊これまでに 1 回以上接種したことがある方は、定期接種の対象なりません。<br>＊接種期間は令和 7 年 3 月 31 日までです。 |
| 任意接種<br>(町)<br>3,000円                      | 定期接種の対象者を除く 65 歳以上の方で、過去の接種から 5 年以上経過している方                                                                                                                |

## 医療券(気管支ぜん息等)の更新を忘れずに

### ～大気汚染医療費助成制度～

都内に 1 年(3 歳未満は 6 か月)以上在住の 18 歳未満で気管支ぜん息等に罹患(りかん)しているなど、要件を満たす方に対して、認定疾病に係る医療費(保険適用後の自己負担分)を助成しています。

有効期間満了後も引き続き助成を受けるためには、有効期間満了の 1 か月前を目安に保健福祉センターの窓口で更新手続きを行ってください。

桃色の医療券をお持ちの方は、有効期間満了までに更新手続きを行わない場合、資格喪失となり再度認定を受けられなくなります。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83-2777

東京都保健医療局環境保健衛生課

☎ 03-5320-4491

## 土地の現況に変更はありませんか？

固定資産(土地)に対する課税は、賦課期日(毎年 1 月 1 日)現在の現況で課税されます。所有している土地の現況に変更がある場合には、住民課までご連絡をお願いします。

## 家屋の取り壊しをしたら届出をお願いします

所有する家屋の全部または一部を取り壊した方は、家屋滅失届を住民課まで提出してください。なお、登記している家屋については、東京法務局西多摩支局で滅失の登記が必要となります。

※問い合わせは、

住民課 ☎ 83-2190